

二戸市環境基本計画

第3章 めざす環境像

1. 本市がめざす環境像
2. 環境目標
3. 施策体系

1. 本市がめざす環境像

まちづくりの基本となる二戸市総合計画では、市の将来像として「活力と安心、歴史文化の薫る拠点都市」を掲げています。

また、二戸市環境基本条例に示す基本理念では、すべての市民のもと、豊かな環境を確保、又は再生し、将来に継承していくこと等が掲げられています。

そこで、これらの将来の二戸市のあるべき姿として、以下に示す将来めざすべき環境像を掲げ、私たちが将来にわたって長く安心して住み続けられるまちづくりを進めていきます。

共に創り 未来へつなぐ

豊かな自然の 環境都市 への

2. 環境目標

～環境像の実現に向けた具体的な目標～

また、この環境像の実現に向け、より具体的な5つの環境目標を設定します。

生活

健康で安全・快適に暮らせるまち

自然

豊かな自然と共生するまち

廃棄物

資源を大切にした循環型のまち

地球環境

身近な環境から地球環境の保全に取り組むまち

教育・活動

みんなで学び ふるさとを守る輪が広がるまち

生 活

～ 健康で安全・快適に暮らせるまち ～

事業活動や私たちの日常生活は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭など、少なからず環境に影響を与えています。私たちの生活環境を取り巻く負荷要因をより良くしていくことは、私たちが健康で安心して暮らしていくために欠かせません。

今、私たちは、きれいな空気と馬淵川や安比川から供給されるきれいな水により、健康で安心して暮らすことができます。これからも快適に暮らしていくためには、事業活動や日常生活による環境への影響をできるだけ少なくし、良好な状況を維持していく必要があります。

施策の方向性

①大気環境（大気汚染、騒音、振動、悪臭）の保全

- ・きれいな大気環境を創出しよう
- ・自動車の排出ガスによる大気汚染、走行騒音・振動を防止しよう
- ・事業活動に対する環境保全対策を充実させよう

②水環境（水質汚濁、土壌汚染）の保全

- ・きれいな水環境を創出しよう
- ・生活排水による水質汚濁を防止しよう
- ・事業活動に対する環境保全対策を充実させよう

自 然

～ 豊かな自然と共生するまち ～

本市は、折爪岳や稲庭岳、馬淵川や安比川などにより、豊かな自然に囲まれています。それらの環境の中で、多くの野生生物の生息・生育環境が残されてきました。しかし、土地利用の変化や農林業の担い手不足などの様々な要因により、田畑や森林が荒廃し、以前の豊かな自然が失われつつあります。

このため、自然の恩恵を享受し発展してきた本市の特徴を活かし、あらためて自然を守り育てていくよう取り組む必要があります。

施策の方向性

③自然環境（野生生物の生息・生育環境）の保全

- ・人と自然が共生する環境を創出しよう
- ・野生生物の生息・生育環境を保全しよう
- ・野生生物の生息・生育環境に配慮した建設工事等を実施しよう

④自然とふれあう空間や景観の創出

- ・日常生活の中で自然と親しむ空間を創出しよう

廃棄物

～ 資源を大切にした循環型のまち ～

私たちは、日常生活や事業活動により、多くのごみを生み出します。ごみ問題の解決には、ごみの発生量を抑えることが重要であり、そのためには不要なレジ袋を減らしたり、物を大事に長く使う、あるいはリサイクルする等、資源を有効に活用していくことが不可欠です。

また、ごみ問題の理解と意識の向上は、不法投棄やポイ捨てを防止していく上でも重要となります。

私たちは、自分の日常生活をもう一度見直し、「もったいない」精神にあふれるまちを目指して取り組む必要があります。

施策の方向性

⑤ごみの分別、減量化の推進

- ・一般廃棄物の発生量を抑制しよう（5R運動）
- ・啓発活動を充実させよう

⑥不法投棄・ポイ捨ての防止

- ・不法投棄やポイ捨てを防止しよう
- ・県境産廃不法投棄現場を再生しよう

地球環境

～ 身近な環境から地球環境の保全に取り組むまち ～

現在の便利で豊かな生活は、大量にエネルギーを消費することで成り立っています。しかし、その生活スタイルが引き起こす地球温暖化現象などの問題は、地球全体の深刻な問題に発展しています。

地球環境問題は、日常生活の中でできる小さな取り組みが大きな抑止効果につながることを認識し、今ある地球の環境を将来の世代に残していく必要があります。

施策の方向性

⑦環境都市づくりへの取り組み

- ・地球環境問題の取り組みを推進しよう
- ・新エネルギー・省エネルギーを推進しよう
- ・環境保全型農業を構築しよう

教育・活動

～ みんなで学び ふるさとを守る輪が広がるまち ～

これまでに示した4つの目標を達成するためには、市民一人ひとりの環境に対する理解と積極的に取り組む意識が必要です。

これまでも学校での環境学習や環境活動、町内会等の環境活動、生涯学習等、環境に関する生涯学習が行われてきました。今後は、市全体で環境の大切さを学び、行動していくための仕組みをつくる必要があります。

施策の方向性**⑧環境教育・環境学習の推進**

- ・環境教育・環境学習を推進しよう
- ・環境に関する情報を提供しよう

⑨環境活動の推進

- ・地域の環境活動を推進しよう
- ・地域の宝を生かしたまちづくりを展開しよう

3. 施策体系

めざす環境像

環境目標

共に創り 未来へつなぐ
豊かな自然の 環境都市 への

健康で安全・快適に暮らせるまち

豊かな自然と共生するまち

資源を大切にした循環型のまち

身近な環境から
地球環境の保全に取り組むまち

みんなで学び
ふるさとを守る輪が広がるまち

施策の方向性

- ①大気環境（大気汚染、騒音、振動、悪臭）の保全
 - ・きれいな大気環境を創出しよう
 - ・自動車の排出ガスによる大気汚染、走行騒音・振動を防止しよう
 - ・事業活動に対する環境保全対策を充実させよう
- ②水環境（水質汚濁、土壌汚染）の保全
 - ・きれいな水環境を創出しよう
 - ・生活排水による水質汚濁を防止しよう
 - ・事業活動に対する環境保全対策を充実させよう

- ③自然環境（野生生物の生息・生育環境）の保全
 - ・人と自然が共生する環境を創出しよう
 - ・野生生物の生息・生育環境を保全しよう
 - ・野生生物の生息・生育環境に配慮した建設工事等を実施しよう
- ④自然とふれあう空間や景観の創出
 - ・日常生活の中で自然と親しむ空間を創出しよう

- ⑤ごみの分別、減量化の推進
 - ・一般廃棄物の発生量を抑制しよう（5R運動）
 - ・啓発活動を充実させよう
- ⑥不法投棄・ポイ捨ての防止
 - ・不法投棄やポイ捨てを防止しよう
 - ・県境産廃不法投棄現場を再生しよう

- ⑦環境都市づくりへの取り組み
 - ・地球環境問題の取り組みを推進しよう
 - ・新エネルギー・省エネルギーを推進しよう
 - ・環境保全型農業を構築しよう

- ⑧環境教育・環境学習の推進
 - ・環境教育・環境学習を推進しよう
 - ・環境に関する情報を提供しよう
- ⑨環境活動の推進
 - ・地域の環境活動を推進しよう
 - ・地域の宝を生かしたまちづくりを展開しよう

重点施策

- ● ●
- 市民協働による環境施策の展開
- 県境産廃不法投棄現場の再生
- 環境に配慮した農畜産業の展開

地区別施策の方向性

- 金田一地区
- 堀野・仁左平地区
- 福岡・白鳥地区
- 石切所地区
- 斗米・米沢地区
- 御返地地区
- 浄法寺地区